

加古川市定期予防接種費用償還払い実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、やむを得ない事情により、市長が予防接種業務委託契約をしている医療機関（以下「予防接種実施医療機関」という。）で接種することができず、予防接種実施医療機関以外の医療機関で接種し自己負担した接種費用の償還払いを実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第2条 償還払いの対象となるやむを得ない事情は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市外（明石市、高砂市、稲美町及び播磨町は除く。以下同じ。）に里帰りしていた場合
- (2) 予防接種実施医療機関以外の医療機関に入院していた場合
- (3) DV（domestic violence）又は児童養護施設等への入所等、市内に住所を有したまま市外に居住している場合
- (4) その他、市長がやむを得ないと認めた場合

(対象者)

第3条 償還払いの対象者は、予防接種時において、市内に住所を有する被接種者（20歳未満の者に限る。）又はその保護者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までの間、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）の被接種者又はその保護者等は、償還払いの対象者とする。ただし、加古川市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱に定める償還払いの対象となる場合を除く。

(支給額)

第4条 償還払いによる支給額は、自己負担した接種費用の全額とする。ただし、予防接種時において、市長と一般社団法人加古川医師会が締結している予防接種業務委託契約書別表に定める予防接種の種別に応じた委託料を限度額とする。

(支給請求)

第5条 償還払いの対象者は、加古川市定期予防接種費用支給請求書（様式第1号。以下「支給請求書」という。）により、領収書及び予防接種を受けたことが確認できる書類を添付し、予防接種を受けた日から起算して6か月以内に市長に請求しなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定により、支給請求を受けたときは、支給請求書を審査し、支給決定を行うものとする。

(支給額の返還)

第7条 償還払いの対象者は、偽りその他不正の行為により、接種費用の支給を受けた場合、その支給額を市長に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、償還払いの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降の予防接種を対象とする。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。